

10 住 宅

1 生活福祉資金の住宅資金の貸付け

障害者の世帯や低所得世帯の方などが、住宅の補修、改築などを行う際に資金の貸付を受けることができます。貸付にあたっては、住んでいる地区の民生委員の相談・援助が前提です。また、他制度が利用可能な場合は、他制度を優先していただく等の条件があります。

【問合せ先】各地区の民生委員

帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市グリーンプラザ (☎21-2414)

2 公営住宅の優遇措置

障害者が公営住宅へ申込み場合、抽選番号の加算などの優遇措置を受けられる場合があります。なお、公営住宅の空室等の関係から希望するところへ必ず入居できるものとは限りません。

(1) 市営住宅

対 象 者	精神手帳（1級～3級）の交付を受けている方がいる世帯
申 請 先	（市）住宅営繕課 ～ 市役所3階 (☎65-4190)

(2) 道営住宅

対 象 者	精神手帳（1級～2級）の交付を受けている方がいる世帯
申 請 先	（道）㈱エーワンホーム（指定管理者）西8南13 (☎22-2013)

11 雇用・社会復帰促進

1 障害者の雇用促進

ハローワーク帯広(公共職業安定所)では、障害者の雇用促進のために、企業の求人開拓、職業相談、職業紹介、職業訓練の受講指示などを行っています。

(1) 職業相談・職業紹介

専門の担当官が障害者の相談を受け、職業紹介を行っています。

(2) 障害者トライアル雇用

障害者が、継続雇用への移行を前提として、原則3ヶ月間（精神障害者は最大12ヶ月）、企業との相互理解を深めながら働いてみる制度です。

なお、制度の利用には一定の条件が必要です。詳細については、ハローワークまでお問合せください。

【問合せ先】帯広公共職業安定所（ハローワーク） ～ 西5条南5丁目 (☎23-8296)

[部門コード 43#]